

第 35 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（月）午後3時00分～3時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 3階 大会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第93号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第35回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第35回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番齊藤澄博委員、議席番号6番横山宏委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（小谷）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和8年5月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「相続により農地を取得したが農業経験がないため、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては5月8日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は現在、遊休農地状態ではありますが、許可を得た際は速やかに農地を復元させた上で、申請どおり農地を適切に利用していくとのことです。また、農地上に現在、農業用倉庫が設置されていますが、こちらは譲受人が引き続き農業用倉庫として使用する予定であり、許可を得た後には農地法施行規則第29条1号による届出を提出することです。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第92号の2番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の第1項議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、9番中村政五郎委員の退席をお願いします。</p> <p>(9番中村政五郎委員退席)</p> <p>2番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局 (小谷)	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「申請地を購入し、農業経営を拡大したい」譲渡人は「申請地を耕作できないため、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。なお、申請地につきましては5月8日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>(9番中村政五郎委員入場)</p> <p>議案 第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請</p>

事務局（小谷）	<p>についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年5月11日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「この度、農家住宅敷地について調査してもらったところ、申請地につきまして農地法の所定の手続きを得ないまま、農家住宅用地として一体で利用していることが判明し、速やかに申請する次第です。二度とこのような事がないよう注意してまいりますので、何卒、諸事情をお含みの上、宜しくお願い致します」とのことです。転用目的は「農家住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載のとおりです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>5番齊藤澄博委員</p>
5番（齊藤）	<p>5番齊藤です。5月8日1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字藤川字渋沼地内。案内図は資料の7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は、藤川地内の渋沼集落内の農地で、住宅と一体として利用されています。農地の広がりはなく、その他の第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

事務局（小谷）	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第94号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。議案第94号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年5月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は、申請地の東側に隣接する宅地の取得を予定しており、その後、店舗兼事務所として運用を予定しています。しかし、宅地内には駐車スペースがなく、建物の位置状況から敷地内に駐車場を確保することが困難であります。そこで、近隣において駐車場用地を探したところ、申請地が見つかったため、取得したく申請します」とのことです。転用目的は「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>10番小林修委員</p>
10番（小林）	<p>10番小林です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内。案内図は資料の11ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は東武小泉線篠塚駅東方面に500メートル内の公共施設近距離区域内の農地です。第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

事務局（小谷）	<p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「現在、私たち家族は、町内において両親と同居しております。この度、申請地を紹介され、家族と相談した結果、資金面の都合もつきましたので、土地を購入し、住宅を建築するため申請をします」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p>
2番（島田）	<p>2番島田信成委員</p> <p>2番島田です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内。案内図は資料の15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は、篠塚の交番から北方面に約300メートルに位置しています。第1種農地と判断されますが、集落に接続しているので、不許可の例外にあたると判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この</p>

	<p>件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局 (小谷)	<p>議案書5ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は現在、家族と借家に住んでいます。将来のことを考え、住宅を建設したいと考えました。私は羽生に勤務しており、妻の実家は太田市なのでどちらにも行きやすい邑楽町で土地を見つけました。申請地が農地のため農地転用許可申請を提出したいと思っておりますので、ご許可の程、よろしく願いいたします」とのことです。転用目的は「一般住宅用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p>
5番 (齊藤)	<p>5番齊藤澄博委員</p> <p>5番齊藤です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内。案内図は資料の19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は、スポレク広場から西方面に約80メートルに位置しています。農地の広がりはなく、その他の第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局 (小谷)	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私たちは関東近県を中心に太陽光発電事業を展開しております。申請地において、地権者様方との交渉が整い、十分な敷地があり、また近くに電柱があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから当該地を選択しました。申請地は計画の規模、日当たりの観点からも適地であり、当該地の農地転用が必要であります」とのことです。転用目的は「太陽光発電設備設置用地（地上権設定）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては23ページから27ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p>
10番 (小林)	<p>10番小林修委員</p> <p>10番小林です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内。案内図は資料の23ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は大泉町の東小泉駅東方面に500メートル内の公共施設近距離区域内の農地です。第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況など総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

事務局（小谷）	<p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>5番について、事務局より、説明を願います。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私たちは関東近県を中心に太陽光発電事業を展開しております。申請地において、地権者様方との交渉が整い、十分な敷地があり、また近くに電柱があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから当該地を選択しました。申請地は計画の規模、日当たりの観点からも適地であり、当該地の農地転用が必要であります」とのことです。転用目的は「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては28ページから32ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2番島田信成委員</p>
2番（島田）	<p>2番島田です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字が議案書を見ていただき、上4筆が広谷地内、下4筆が鞍掛地内となっております。案内図は資料の28ページ、付近状況図は29ページを参照してください。申請地は鞍掛工業団地に隣接する農地で、市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

事務局（小谷）	<p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第3報告第40号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。報告第40号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年5月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は「店舗用倉庫用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載のとおりです。資料につきましては、33ページを参照してください。以上、報告いたします。</p>
会長（横山）	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第35回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和8年5月11日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>齊藤 澄博</u></p> <p>委員 <u>横山 宏</u></p>